

平成29年

総務委員会

9月13日

豊明市議会

総務委員会会議録

平成29年9月13日

午前10時00分 開会

午前11時31分 閉会

1. 出席委員

委員長	杉浦光男	副委員長	蟹井智行
委員	宮本英彦	委員	ふじえ真理子
委員	村山金敏	委員	三浦桂司
委員	一色美智子		
議長	月岡修一		

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	石川晃二	議事課長	鈴木美智雄
議事担当係長	水野美樹	議事課主事	川口真也

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小浮正典	副市長	坪野順司
行政経営部長	石川順一	市民生活部長	吉井徹也
企画政策課長	小串真美	財政課長	伊藤正弘
総務課長	佐藤浩一	市民協働課長	樋口進
市民課長	服部英俊	窓口改善担当課長	近藤恒明
企画政策課長補佐	杉本英二	総務課長補佐	鈴村正
市民協働課長補佐	濱島早代江	財政担当係長	萩野昭久

5. 傍聴議員

富永秀一	後藤学	郷右近修	清水義昭
近藤ひろひで	近藤善人	鵜飼貞雄	毛受明宏
近藤千鶴	早川直彦	山盛さちえ	近藤郁子

6. 傍聴者

一般傍聴者 2名

7. 陳情者

陳情關係者 1名

午前10時開会

○総務委員長（杉浦光男議員） おはようございます。定刻に御参集いただきありがとうございます。
ございます。

ただいまより総務委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、市長より挨拶をお願いします。

市長。

○市長（小浮正典君） おはようございます。

本日の総務委員会に付託されました案件、3議案でございます。慎重な審査をいただきますようどうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○総務委員長（杉浦光男議員） ありがとうございます。

議長より挨拶をお願いします。

○議長（月岡修一議員） 皆さん、おはようございます。

総務委員会の議題、しっかりと御審議いただきますことをよろしくお願い申し上げます。

○総務委員長（杉浦光男議員） ありがとうございます。

これより会議を開きます。

お諮りいたします。市長並びに本日の議事に直接関係ない職員は自席待機といたしたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（杉浦光男議員） 御異議なしと認めます。

それでは、退席をお願いいたします。

ちょっと済みません。なお、市長におかれましては、ごめんなさい。じゃ、ここで申し上げておきます。私が呼びに行きますので。市長、ちょっと済みません。市長におかれましては、答弁を求める機会がございましたら、自席待機しておっていただいて、連絡しますので、駆け参じてください。よろしくお願い申し上げます。

じゃ、退席をお願いいたします。

（関係職員以外退席をなす）

○総務委員長（杉浦光男議員） お諮りいたします。あ、ごめんなさい。いいですね。

本日の傍聴については、申し合わせに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可します。

（一般傍聴者2名入室）

○総務委員長（杉浦光男議員） 本日の議事につきましては、本委員会に付託されました

案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合は意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されますようお願いいたします。

初めに、議案第68号 豊明市個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤浩一君） それでは、説明いたします。

議案第68号 豊明市個人情報保護条例の一部改正について。

この案を提出するのは、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い必要があるからです。

それでは、説明いたしますので、新旧対照表をごらんください。

豊明市個人情報保護条例の一部を改正する条例。

このたびの改正は、本条例の上位法である個人情報の保護に関する法律——個人情報保護法でございます——それと、行政手続における特定個人を識別するための番号利用等に関する法律——番号法でございます——及び行政機関個人情報保護法——行個法でございます——の一部を改正する法律などの施行に伴い、個人情報の定義を明確化、要配慮個人情報の定義を行う必要があるために改正するものでございます。

対照表の7分の1ページ、2条の第2号で、個人情報の定義をアカイのいずれかであるとし、まず、アで、特定の個人を識別できるものについて、括弧書き部分で、従前より詳細に明確化し、イで個人情報に個人識別情報を含むということを追加いたします。

2ページ目、同条第3号で、要配慮個人情報の定義を追加いたします。

中段あたり、同条第7号は情報提供等、記録に係る整備で、番号法の改正で準用規定が追加されたために追加をいたします。

下から3分の1ぐらいのところ、第4条は、「思想等に関する個人情報」を「要配慮個人情報」と言い換え、要配慮個人情報のうち、信条及び社会的身分が含まれる個人情報については原則保有を禁止するものです。

3ページ目、中ほど、13条は第8号として個人情報取り扱い事務を開始するに当たって作成する登録簿の登録する事項に要配慮個人情報を追加しました。

4ページ目、5ページ目、16条及び17条は個人情報の開示義務の除外として、個人識別符号が含まれるものを追加しました。

5ページ目、下のほう、第35条は、2号で保有個人情報の訂正の通知先に条例事務関係情報照会者と条例事務関係情報提供者を追加するものです。

その他といたしまして、第6条は表現の整理、第36条は条ずれの訂正をするものです。
附則として、この条例は公布の日から施行するものいたします。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（杉浦光男議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

村山委員。

○村山金敏委員 それでは、先に1つお聞きします。

今回の改正について、国内部の法令の改正に伴うものか、今の現行、執行されておるわけですけど、それに関してふぐあいが生じたのか。あれば実例なんかを示していただけるとありがたいですが。

○総務委員長（杉浦光男議員） 答弁願います。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤浩一君） 議案第68号の説明に記載いたしました法律の施行により、個人情報保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等が平成29年5月25日に施行されました。個人情報の保護に関する法律において、地方公共団体の個人情報の適正な取り扱い確保が責務として規定されております。

平成28年10月28日の閣議決定において、条例見直しは行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律を参考としつつ、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取り扱い、非識別加工情報の仕組みの整備等について留意することが定められました。そのため、本市の実情を検討し、このたびの条例改正として上程したものでございます。国の法律の変更によるものということではございまして、ふぐあいということではございません。

以上です。

○総務委員長（杉浦光男議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 今の関連なんですけども、ということは、上位法が変わったので大幅に変更したのではなくて、定義の整理をしたという、そう捉えればよろしいですか。

○総務委員長（杉浦光男議員） 答弁願います。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤浩一君） はい、おっしゃるとおりでございます。

○総務委員長（杉浦光男議員） 三浦委員。

○三浦桂司委員 参考資料の改正後の案の一番下のところの、本会議の議案質疑でもあり

ましたけども、個人識別符号というのをもう少しちょっと詳しく、思想、信条、社会的身分が外されて、この、それは上ですけど、イの個人識別符号とは何か、もう少し詳しくお願いします。

○総務委員長（杉浦光男議員） 答弁願います。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤浩一君） 個人識別符号でございますけども、行個法の第2条第3項第1号、第2号で、特定の個人を識別できるものとして、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令で定められております。

1号で、特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変更した符号でということが定められており、具体的には、細胞から搾取したDNAを構成する塩基の配列であるとか、顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他、顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌等であるとか、指紋または掌紋というようなことが定められております。

また、2号で、対象者ごとに異なるものとなるように個人に発行されるカードや書類等に付される符号等ということが定められており、具体的には、旅券の番号であるとか基礎年金番号であるとか運転免許証の番号であるとか国民健康保険等の被保険者等の記号、そんなようなものが定められております。

本市におきましても、これと同様の定めをしたいということでございます。

終わります。

○総務委員長（杉浦光男議員） ほかにございせんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 先ほどの説明で、改正個人情報保護法の改正の施行日が5月25日ですか、5月30日じゃないですか。

○総務委員長（杉浦光男議員） 答弁願います。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤浩一君） 済みません。30日でございます。訂正したいと思います。お願いいたします。

○総務委員長（杉浦光男議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 その改正の内容を見ますと、大きく5つあるんですけど、とりわけ個人情報の範囲の拡大というのが個人情報の定義を明確化するという1つの中に、先ほどの個人識別符号とか、あと、要配慮個人情報の新設というのが入っておるんですけど、そのほかに、改正の中に個人情報の利用目的の制限緩和というのが改正の中に入っているんで

すけど、この改正は、今回の改正の条文の、豊明のこの条例の改正の中にはその類いは、
済みません、勉強不足で申しわけない、どこに入っておるんですか、これ。

○総務委員長（杉浦光男議員） 答弁願います。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤浩一君） 非識別加工情報の仕組みの導入についてということをおっし
ゃっていることだと思うんですけども、そちらにつきましては、国の行政機関については
新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するため、行個
法が改正され、民間事業者からの提案を受け、特定の個人を識別できないように加工し、
復元できないようにしたものを提供する非識別加工情報の仕組みが導入されました。

本市におきましては、本市の保有する個人情報について、非識別加工情報の仕組みを導
入するに当たっては、個人の権利、利益を侵害することのないよう安全性の確保に十分配
慮した適正な加工が求められているところでございます。

しかしながら、国において改正法が施行されて間もなく、国の運用状況が把握されてい
ない現時点におきましては、各自治体が具体的な加工方法等を個別に判断するのは容易で
はございません。現時点におきましては、本市の保有する個人情報については非識別加工
情報の作成、提供を希望する事業者からのニーズも明らかではないということで、導入す
る緊急性はないということをお判断しております。

以上のことから、現在、総務省における検討を見守るべきであり、現段階では本市の保
有する個人情報については、非識別加工情報を作成し、民間事業者に提供する仕組みの導
入は見送ることが適当だという判断に至りまして、導入に当たっては、愛知県であるとか
近隣の状況を参考に慎重に検討していきたいというふうに考えております。したがいまし
て、今回の改正の中には、この非識別情報の仕組みについては入っておりません。

以上でございます。

○総務委員長（杉浦光男議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 というところで、当方の豊明市は、現在のところはその条文は入っていな
いという理解をいたしました。

別件ですけれど、こういう個人情報の定義が明確化されて、今まで曖昧であったところ
がきちっと整理をされたという国の趣旨なんですけど、この内容を、要は職員さんに周知
徹底をせないかんということだと思うんですけど、この条例改正をどのような形で職
員さんに周知徹底されるか、どんな予定をされていますか。

○総務委員長（杉浦光男議員） 答弁願います。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤浩一君） 今後、職員につきましては研修等を実施いたしまして、周知を図っていくということを予定しております。

終わります。

○総務委員長（杉浦光男議員） そのほかございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 今の関連なんですけど、今までも個人情報保護条例、ずーっと適用されてきたんですが、その確認も含めてなんですけど、そういった個人情報を扱える職員さん、そこにアクセスできる権限を持った方というのはどういった部署なんですか。

○総務委員長（杉浦光男議員） 答弁願います。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤浩一君） 個人情報を取り扱える職員につきましては、特に基幹系の情報を扱っている職員につきましては、ほぼ全てになるかと思います。あと、そういった業務にかかわり合っていない職員につきましても、多かれ少なかれ個人情報については扱うことがあるということで、ほぼ全ての職員がこういった情報を多かれ少なかれ取り扱う状況にあるということでございます。

終わります。

○総務委員長（杉浦光男議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 確認なんですけど、そういった個人情報、今回改めて定義がされて、要配慮も加わったということなんですけど、先ほど職員さんへの研修、周知ということも言われました。例えば、そういった個人情報に、第59条でしたっけ、それに利用目的外にたまたま入っちゃったとか、利用目的外にそこにアクセスしてしまった場合のそういった記録というのは残るようになっているんでしょうか。

○総務委員長（杉浦光男議員） 答弁願います。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤浩一君） 基幹系のアクセスについては、全てログが残るということでございます。あと、ペーパー類については、特にそういったものは残りませんので、こちらについてはまた違った管理をしておくということでございます。

終わります。

○総務委員長（杉浦光男議員） そのほかありませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 あと、今回のもとの法律が変わった中で、今までは5,000件を超える個人情報を取り扱っていなければ今までは対象になっていなかったんですが、この条件が法改正によってなくなったということで、まず、いいですね。

○総務委員長（杉浦光男議員） 答弁願います。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤浩一君） 5,000人というのは、いわゆる特定個人情報の管理のことだと思うんですけども、一般的な個人情報については1件からということでいいと思います。

終わります。

○総務委員長（杉浦光男議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 今回のこの5月30日の改正のほうを調べていきますと、例えば区や町内会が作成する名簿、要援護者名簿だとかそういったものも、こういった個人情報保護法が適用されるというふうに私は理解したんですが、それでよかったですでしょうか。

○総務委員長（杉浦光男議員） 答弁願います。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤浩一君） 個人情報保護法のほうの適用で間違いのないと思います。

終わります。

○総務委員長（杉浦光男議員） そのほかございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 今回の条例改正で、先ほども何度もおっしゃった、職員さんには研修をしていくということなんですが、一般の市民の方に、こういった今回の改正点を含む法の内容、今までもやっておられると思うんですが、名簿のそういう、これから作成する管理に当たっての注意すべき点というものをお知らせする手引や、何か周知するということはお考えでしょうか。

○総務委員長（杉浦光男議員） 答弁願います。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤浩一君） 条例の改正に伴ってということで申し上げます、特に周知はする予定はございません。

終わります。

○総務委員長（杉浦光男議員） そのほかございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 あと、もう一点ですが、個人情報、第三者に提供する場合には、あ

らかじめ本人から同意を得なくてはならないということで、適用外がありますよね。警察から令状がある捜査だった場合だとか、人の生命、身体、財産保護に必要かつ本人同意が得るのが困難な場合は、本人からの同意がなくても第三者に提供する場合があるということで、その第三者提供に当たらない部分として、委託先は第三者に当たらないということですが、確認をしておきたいんですが、そういった市が委託先への、指定管理も含めて、そういった職員さんだけではなく委託先へのこういった改正の内容、今後注意すべき点の周知というのはどのようにお考えでしょうか。

○総務委員長（杉浦光男議員） 答弁願います。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤浩一君） 本会議の答弁でもございましたけども、委託先につきましては、市から個人情報の取り扱いの委託を受けた受託業者に限り、本市個人情報保護条例第58条、第59条により処罰することができます。また、受託業者が個人情報に関する義務に違反し、本市が損害をこうむった場合は、委託約款に従い対応することとなります。

以上でございます。

○総務委員長（杉浦光男議員） ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 なので、今回の改正に当たっての新たな周知というのはされますか。

○総務委員長（杉浦光男議員） 答弁願います。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤浩一君） 周知については特に予定しておりません。

終わります。

○総務委員長（杉浦光男議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 4条のところですが、思想、こっちのほうが、参考資料のほうがわかりやすいので、思想、信条及び信教というのが、要配慮個人情報という表現に変わっていますが、ちょっとわかりやすい説明でお願いできませんか。

○総務委員長（杉浦光男議員） 答弁願いますか。答弁できますか。

（ちょっと表現がややかたいのでの声あり）

○総務委員長（杉浦光男議員） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤浩一君） 要配慮個人情報でございますけども、行個法の第2条第4項と、同法施行令第4条で定める不当な差別や偏見その他の不利益が生じないように取り扱いに配慮する情報でございます。

終わります。

(発言する者あり)

○総務委員長（杉浦光男議員） ほかにございませんか。

(進行の声あり)

○総務委員長（杉浦光男議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 議案第68号 豊明市個人情報保護条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

改正の内容は、新しく個人情報定義の明確化ということですが、その運用面で心配されるんじゃないかと思い、いろいろ質疑しました。職員さんへの研修はあるということ、あと、基幹系ではアクセス記録、職員さんが個人情報にアクセスした記録は残るということですが、ペーパーについてはきちっとした管理、安全の管理ということが求められていると思います。

個人情報は、上手に使える関係づくりに役立ちますし、個人情報を過度に、保護を過度に対応していくと、今の地域のつながりも弱くなるというか、災害時の助け合いにも支障を来しますので、こういった個人情報は適正な管理があって初めていいふうにご利用できると思うので、その辺はきちっと考慮して進めていってください。

以上です。

○総務委員長（杉浦光男議員） 賛成ということですね。

○ふじえ真理子委員 はい。

○総務委員長（杉浦光男議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 基本的に賛成の立場で討論します。

具体的にその理由ですけれど、先ほどもふじえ委員のほうからもありましたように、この豊明市役所の行政の中で扱う情報、それぞれ市民の情報というのは全て個人情報なんですよね。ですから、とりわけ運用面、もちろんシステム上で残る記録もあれば紙で残る記録もあるし、あるいは口頭でやりとりする個人情報のやりとりもあり得ますので、そういう点、やはり運用面に対して周知徹底を全職員さん、それから出先の委託業者さん等々を含めて周知徹底をお願いして、賛成討論とします。

○総務委員長（杉浦光男議員） ほかにございませんか。

(進行の声あり)

○総務委員長（杉浦光男議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第68号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長(杉浦光男議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第68号は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第69号 豊明市情報公開条例の一部改正についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長(佐藤浩一君) 議案第69号 豊明市情報公開条例の一部改正について。

この案を提出するのは、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い必要があるからです。

それでは、説明いたします。

新旧対照表をごらんください。

このたびの改正は、議案第68号と同様、個人情報の定義の明確化を行う必要があるために改正するものです。

2分の1ページ、第7条第2号の個人に関する情報の定義を、先ほどの個人情報保護条例と同様、括弧書きの部分を追加し、明確化いたします。

附則として、議案第68号条例の施行の日から施行するといたします。

以上で説明を終わります。

○総務委員長(杉浦光男議員) 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

(進行の声あり)

○総務委員長(杉浦光男議員) 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

(進行の声あり)

○総務委員長(杉浦光男議員) 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第69号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長(杉浦光男議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第69号は、全会一致により、原案のとおり決すべきものと決しました。

続いて、議案第75号 平成29年度豊明市一般会計補正予算(第6号)のうち、本委員会所管部分についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

鈴木議事課長。

○議事課長（鈴木美智雄君） それでは、議案第75号 平成29年度豊明市一般会計補正予算書（第6号）のうち、議事課所管部分について御説明申し上げます。

補正予算書の9ページ、10ページをお開きください。

上段、1款 議会費、1項 議会費、1目 議会費で、報償品費において5万円を増額補正するものでございます。内容は10ページ、説明欄のとおり、講師謝礼を増額補正するものでございます。今回の補正計上は、昨年議会に設置いたしました議員定数・報酬検討特別委員協議会におきまして、大学教員等の法学専門家を招きたいとの申し出を受けまして、さらに7月の広聴会でのアンケート等から講演会開催を望む意見が寄せられたこともございまして、急遽講演会開催が必要と判断し、計上したものでございます。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（杉浦光男議員） 理事者の説明は、ほかに。

近藤窓口改善担当課長。

○窓口改善担当課長（近藤恒明君） 議案第75号のうち、窓口改善担当分について御説明をいたします。

歳出のみの計上でございますので、引き続き9、10ページをごらんください。

2款1項7目 財産管理費は、補正前の額1億5,114万7,000円を169万6,000円増額し、予算額1億5,284万3,000円にする案でございます。

事業及び内容について御説明いたしますので、右側の説明欄をごらんください。

1、庁舎維持管理事業の窓口改善支援業務委託料169万6,000円は、昨年10月からプロジェクトチームなどで検討を進めてきました窓口改善の内容を具体的に取りまとめるために、専門的ノウハウを有する業者に支援を求めるために新規に計上させていただきました。

以上で窓口改善担当分についての説明を終わらせていただきます。

○総務委員長（杉浦光男議員） 続いて。

樋口市民協働課長。

○市民協働課長（樋口 進君） それでは、引き続きまして市民協働課部分の御説明をさせていただきます。

歳出のみでございますので、同ページの中段をごらんいただきたいと思います。

11目 市民活動費は、補正前の額9,856万5,000円に307万8,000円を増額し、予算額1億164万3,000円にする案でございます。

説明欄をごらんください。

市民活動推進事業の内容につきましては、講座等講師謝礼12万円の増額でございます。
LGBT対策として職員等への研修に係る謝礼金となっております。

その下、区長会事業の内容につきましては、集会所等建設等補助金295万8,000円の増額
となっております。従来、前年8月申請により予算化しておりましたが、平成29年度より
随時受け付けに変更させていただいております。その関係をもちまして、区町内会からの
要求に対応するための増額となっております。

以上でございます。

○総務委員長（杉浦光男議員） 小串企画政策課長。

○企画政策課長（小串真美君） それでは、続きまして企画政策課所管部分について説明
させていただきます。

歳入より説明いたしますので、5ページ、6ページをお願いいたします。

最上段、13款 国庫支出金、2項1目 総務費国庫補助金、右側ページ、電算管理費補
助金の説明欄、社会保障・税番号システム整備費補助金84万8,000円は、他機関との相互運
用テストや副本登録など、情報連携の本番移行に向けたシステム整備に対して交付される
もので、このたび総務省分の交付額決定がございましたので計上させていただきました。

続きまして、歳出の説明をいたしますので、9ページ、10ページをお願いいたします。

下段、2款 総務費、1項 総務管理費の最下段、12目 電算管理費の右側ページ、電
算管理事業は680万4,000円の増額補正をお願いするものです。

右側説明欄1行目、電算関係委託料540万円は、社会保障・税番号制度システム整備等業
務委託の団体内統合利用番号連携サーバーの厚生労働省所管業務分と、秋ごろ本番移行が
予定されている情報連携システムを中心とした番号制度システムの保守業務委託及びネッ
トワーク強靱化対策として導入した仮想システム関連のハードウェア及びシステム運用支
援の業務委託を新たをお願いするものであります。

2行目のOA備品購入費140万4,000円は、ネットワーク強靱化やチャレンジ採用等によ
り業務用パソコンの不足を補充するため10台程度の新規購入をお願いするものです。

なお、特定財源の国庫支出金84万8,000円は、先ほど歳入で説明いたしました社会保障・
税番号制度システム整備費補助金を事業充当するものであります。

以上で企画政策課所管部分の説明を終わります。

○総務委員長（杉浦光男議員） 伊藤財政課長。

○財政課長（伊藤正弘君） それでは、財政課所管部分について御説明申し上げます。

歳出より説明をさせていただきますので、15ページ、16ページをお開き願います。

13款 諸支出金、1項 基金費、1目 財政調整基金費の財政調整基金積立金は1

億2,719万6,000円を増額補正するものでございます。同基金は平成28年度決算において31億3,337万2,000円でございます。平成29年度に入り、さきの2つの6月補正予算においてお認めをいただきました財源として計9,684万4,000円の繰り入れを行っております。平成29年度の当初予算でお認めをいただいております繰入金にさらに5億円ございますので、これらを差し引きいたしますと、このたびの積立額をお認めいただきましたとしますと、その後の積み立て後の財政調整基金残高は26億6,372万4,000円となる見込みでございます。

続いて、歳入の御説明をさせていただきますので、7ページ、8ページにお戻りを願います。

20款 市債、1項 市債、5目 臨時財政対策債の1億8,000万円の増額の計上でございます。当初予算でお認めをいただいております7億円に対しまして、交付税算定から臨時財政対策債発行可能額が8億8,679万1,000円と通知されました。これに伴い増額補正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（杉浦光男議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をされる方はページ数を摘示しお願いをいたします。

質疑のある方は挙手願います。

三浦委員。

○三浦桂司委員 財政課の8ページ、臨財債は発行額上限まで発行するという事によろしいですね。

○総務委員長（杉浦光男議員） 伊藤財政課長。

○財政課長（伊藤正弘君） はい、そのとおりでございます。

○総務委員長（杉浦光男議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 臨財債ですけれど、限度額いっぱいまで借りるということですけど、単純に考えると、もう一つ財政調整基金1億2,000万ありますよね。借りたものを単純に、お金に色はついていませんけれど、借りたものを貯金のほうに回しておるといって、単純に、明確にいくとね、何かそんなふうに見えるんですけど、この理屈をきちっと私にわかりやすく説明していただけますか。

○総務委員長（杉浦光男議員） 伊藤財政課長。

○財政課長（伊藤正弘君） この瞬間的に切り取った場合に、借り入れを、借り増しをし

て積み増しをしているという、この9月補正予算書の瞬間的な段階ではそうになっておりますが、先ほども少し申し上げたんですけれども、財政調整基金のほうは当初で5億取り崩す予算がお認めいただいておりますのと、6月補正で1億弱の取り崩しをしておりますので、もう既に6億ぐらゐの取り崩しをしていることに予算上はなっておりますものですから、1億2,000万このたび積み増しをするのは、そこに復元をしているにすぎないといひましようか、ということでございますので、この後、12月補正、3月補正でどこまで復元ができるのかというところが、財源調整上の勝負もあるんですけれども、そういったところで、トータルで3月の最終の予算の中で御審議いただくときに、財政調整基金の決算に向かっていく数字がどの程度に復元され、積み増しができているのかというところを、御審議をぜひいただきたいと思っておりますので、そのようなトータルでこの基金というのは、もともと年度がないというお話も決算の中であったんですけれども、そういうことで御理解をいただきたいというふうに考えております。

あと、このたびの借り増しといひましようか、言い方が適切かどうかわかりませんが、その予算につきましては、振りかえをさせていただくことが目的ということも申し上げておりますので、そのあたりも最終の予算のときに振りかえがどの程度できるかというところも計上させていただきますので、そういったところで最終的に借り入れと積み立てというのがそれぞれ行われた形ということがお示しできると思ひますので、御理解いただければと思ひます。

以上です。

○総務委員長（杉浦光男議員） ほかにございませぬか。

（関連の声あり）

○総務委員長（杉浦光男議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 ということは、たまたま今回、補正の中で借り入れと貯蓄が一緒になったというタイミングであったという理解かなというふうに思ひうんですけど、基金のほうはそういうことで取り崩しを可能な限り復元したいということで、その原資が1億2,000と。もう一つの臨財債の1億8,000はトータル8億8,679万の枠が出て、枠といひうか、その金額が示されて1億8,000が枠としてあいたと。ということは、いっぱいいっぱい借りるといひうことですよ。で、これの金利と、どこから借りるのか、それから何年で返す計画なのか、その臨財債の内訳、内容をちょっと教えていただけませぬか。

○総務委員長（杉浦光男議員） 答弁願ひます。

伊藤財政課長。

○財政課長（伊藤正弘君） 1点目の、たまたまタイミングとして合わさった状態なのか

ということにつきましては、おっしゃるとおりでございます、ほかの一般財源といたしましては12月に恐らく計上できるんですけど、前年度繰越金、これが昨年度ですと9月議会の補正予算で繰越金を財源として出しておりましたが、このたび、そこからどれだけ出せるかという部分もあるんですけど、前年度繰越金は12月補正予算に送っておりますので、その分もし幾らかでも出せば積立金のほうにまた大きくふえてまいりますので、そのようなことで、全体のバランスの中で、このたびは財調の積み立て分だけと臨財債だけが一財という形に、この瞬間的にはたまたまタイミングとしてなっているということがまず1点目。

2点目として、借り方の仕様といたしまししょうか、そういったところの御質問でありますけれども、金利については、これは最終、豊明市の場合は、一番終わりのころの金利で借りますので、その時点でないと判明しませんが、今、借り増しをするという決断に至った利率としては、現状直近のものが0.06%という金利がありますので、これを1つの参考値としておしまして、これは20年償還の元利均等方式ということでございます。

以上です。

○総務委員長（杉浦光男議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 関連、済みません。20年償還の元利均等で、借りの先は。

○総務委員長（杉浦光男議員） 伊藤財政課長。

○財政課長（伊藤正弘君） 失礼しました。財政融資資金を予定しております。

以上です。

○総務委員長（杉浦光男議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 済みません、あんまりちょっとよくわからない部分もある。財政融資資金と地方公共団体金融機構というのは別ですか、これ。

○総務委員長（杉浦光男議員） 伊藤財政課長。

○財政課長（伊藤正弘君） 別でございます。

以上です。

（関連での声あり）

○総務委員長（杉浦光男議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 済みません。臨財債を含めて市債の中で、ちょっと臨財債のトータル、わかんないですけど、結局、地方交付税で本来おりにくるお金が、国がお金がないからその分借りていいよと。で、返済金も国が地方交付税で上乗せしますよと。ですから、どんどんどんどん借りてくださいよと、ただ枠はこれだけですよと、地方交付税の大きな枠があるから。

だけど、結局は借金だから、これってずーっと積み上げると、国の借金と同じように地方の豊明市の借金もずーっと膨らんでいくという、そういう見込みですか。いつ減るんですか、これ。減るんですか。

(よろしいですかの声あり)

○総務委員長（杉浦光男議員） いいですよ。

伊藤財政課長。

○財政課長（伊藤正弘君） これは国の制度ですが、これは時限の制度でございますので、実は制度を延長、延長しているということが国の制度上の運用になっております。その制度下の中にある限りは、ここで借りる起債で生じる財源は一般財源ということになりますので、建設事業債のように特定のものではなく、さらに金利が非常に有利で、後年の交付税で償還が保障されているということでございますので、全ての起債の中で圧倒的に有利なものということで運用させていただいておりますので、これを借りないかわりに建設事業債を民間金融機関様から御提供いただいたりするほうにかじを切るというかシフトしていくことは、どちらかというと同じ市債の中でも質の悪いものを、占有率を上げていくこととなりますので、今制度上ではこういう形をとるのかなと思っております。

以上です。

○総務委員長（杉浦光男議員） 三浦委員。

(発言する者あり)

○三浦桂司委員 補正予算書の10ページ、市民活動費、活動推進費12万円ですが、LGBT、これ、宣言されて、市内外からも大変注目されておりますけれども、講師料謝礼と聞きましたが、本会議場で6回検討していると、職員を研修させると聞きましたが、市民への講座は考えているのか、含まれているのか、お聞きいたします。

○総務委員長（杉浦光男議員） 答弁願います。

樋口市民協働課長。

○市民協働課長（樋口 進君） 今回の部分については、職員対象の6回という部分で予算化のほうはさせていただいておりますけれども、来年になるかもしれませんが、市民宛ての講座についても検討はしております。

以上です。

○総務委員長（杉浦光男議員） 三浦委員。

○三浦桂司委員 ということは、これ、12万円は6回分と聞いたんですけど、それは間違いないですか。

○総務委員長（杉浦光男議員） 答弁願います。

樋口市民協働課長。

○市民協働課長（樋口 進君） 算出上は6回という形で、1回当たり2時間のもので6回というふうに考えております。

以上です。

○総務委員長（杉浦光男議員） 三浦委員。

○三浦桂司委員 これ、職員用と聞きましたけど、同じ講座を一気にやれませんので、6回開催するのかどうかというのもちょっとお願いします。

○総務委員長（杉浦光男議員） 樋口市民協働課長。

○市民協働課長（樋口 進君） おっしゃられるとおりで、一気ににはできませんので、大体1回当たり30人ぐらいをめどに分けるといいう形になると思います。

以上です。

○総務委員長（杉浦光男議員） 他にございませんか。

一色委員。

○一色美智子委員 関連じゃない。

○総務委員長（杉浦光男議員） いい。関連じゃない。

○一色美智子委員 今のところの上の庁舎維持管理事業の窓口改善支援業務委託料169万6,000円なんですけども、1階の窓口の改善、利便性の向上、あと市民の視点からと聞いたんですけども、具体的に取りまとめるということなんですけど、これ、もう少しちょっと詳しく教えてください。

○総務委員長（杉浦光男議員） 説明願います。

近藤窓口改善担当課長。

○窓口改善担当課長（近藤恒明君） まずは、今回の窓口改善に取り組むに当たりまして、この市役所の本庁舎が昭和47年に新築をいたしまして、それから45年経過をしております。その途中、平成16年に東館の増築に合わせまして、例えば、中庭にあった池を撤去いたしましてアトリウムというような形で天井を張ったりですとか、大きな改修が平成16年にございました。この時点からも約15年経まして、昨年までに本庁舎につきましては耐震改修工事を終えまして、今後さらに利用していくという、まず背景がございます。

そういった経緯を経まして、現在の市役所については議員の皆様初め職員も常時出入りしておりますので、その使い勝手ですとか、どういった特徴もしくはどういった不便があるのかというのはなかなか気づきにくいところもございしますが、実際には、例えば東館をかなり増築したことによりまして北玄関と言われます第2駐車場に近いほうの出入り口、ここが動線として利用がふえたということで、そこから本庁舎、本館のほうへ行く経路に

ついて非常にわかりにくくて、どこへ行ったら、どうやって行ったらというような利用者に御不便をかけている点、それから、また、正面玄関におきましても、正面玄関を入ったところから従前の階段の位置をエスカレーターに改造いたしました。そういったことで、中の見通しというものが、例えば福祉部門の社会福祉課等々へ行こうと思いますと全く見えない状況で、現在の総合受付の職員のほうがあちらでございますというふうに御案内をしていると、そういった面が多々ございまして、今回、窓口改善について、今後また15年、20年と長きにわたり利用していく段階で、抜本的に利用、使い勝手を向上させようということで、窓口改善に取り組んだという点でございます。

それにつきましては、今、委員御指摘のように、1階のフロアというものが来庁者の大多数の御利用いただく窓口となっております。こういったところで、現在の1階に配置されています各課から補佐、係長級でプロジェクトチームを設けまして、昨年の10月からこの検討、調査に当たってきたということでございます。

終わります。

○総務委員長（杉浦光男議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 今回の関連なんですけど、ここは窓口改善支援業務委託料として169万6,000円なんですけど、そうしますと、その専門の方からそういう支援を受けた後、また工事費というものが後ほどかかってくるという理解でよろしいですか。

○総務委員長（杉浦光男議員） 答弁願います。

近藤窓口改善担当課長。

○窓口改善担当課長（近藤恒明君） 今回も補正予算でお願いをしたといういきさつは、昨年の10月から改善検討を進めまして、おおむね庁舎の特徴もしくは改善点が把握できたということで、それを迅速に改善に結びつけたいということで、今回のこのコンサルティング業務をお願いいたしております。今、ふじえ委員の御指摘の点につきましても、その取りまとめができて、おおむねプランが確定した段階で、それについて必要な、例えば設計が必要である場合もしくは直接本工事が施工できるのかという点につきましても、内容次第ではありますが、次年度のしかるべき時点で予算計上のほうをまたお願いをする場面があるかというふうにも理解をしております。

終わります。

○総務委員長（杉浦光男議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 それに関連してですけれど、私、こういうのは非常にお客さんのという

か市民目線で窓口を改善する、それをプロジェクトチームで組んでということで、大変いいことだと思っています。素人ではなく、やはりこういう類いはプロの目で改善をアプローチしてもらうという委託業務の169万6,000円は必要だと思っています。

そこで、聞きたいんですけど、この窓口改善を言い出したというか、改善が必要だというきっかけは、これは市民からの苦情というか提案か、もしくは職員の皆さん方から、いやいや、これは直したほうがいいなという、どういう端緒でしょうか、発端は。

○総務委員長（杉浦光男議員） 一般質問にならないように留意しながら。

○宮本英彦委員 いや、169万6,000円を審議する際の内容です。

○総務委員長（杉浦光男議員） わかりました。答弁できますか。

近藤窓口改善担当課長。

○窓口改善担当課長（近藤恒明君） 1つの大きなきっかけは、昨年10月に窓口改善担当課長が置かれたということでございます。

○総務委員長（杉浦光男議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 今回の関連なんですけど、そうしますと、今まで市長への手紙だとか、直接窓口で市民の方からの要望というか苦情というのか、こうあったらいいのになと、そういう提案、アイデアというものはあって、それも加味されてのプロジェクトチームでやっておられているということでしょうか。

○総務委員長（杉浦光男議員） 答弁できますか。

近藤窓口改善担当課長。

○窓口改善担当課長（近藤恒明君） 今回の個々の来庁者等、市民等の要望があったかどうかは、直接私は、把握はしておりませんが、市の政策判断として窓口改善に特化した課長を置いて進めるべきという判断があったということで理解をしております。

終わります。

○総務委員長（杉浦光男議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 9ページ、10ページ、区長、市民活動推進費の集会所建築等補助金ですけども、295万8,000円。これ、1つの町内の上限は幾らで、何%を上限に補助するか、まず伺います。

○総務委員長（杉浦光男議員） 樋口市民協働課長。

○市民協働課長（樋口 進君） この制度、2種類ありまして、改修工事と借り上げ事業と、この2つがございます。議員の御質問につきましては改修工事のことを言われておる

ということですので、こちらのほうだけ説明させていただきます。

工事費の50%以内が補助対象になりまして、1つの工事が10万円以上であるということが条件になります。補助の限度額は200万でございます。

以上です。

○総務委員長（杉浦光男議員） ほかにございませんか。

（関連ですの声あり）

○総務委員長（杉浦光男議員） 三浦委員。

○三浦桂司委員 というと、200万が上限で、その2分の1ということになると100万ということになると思うんですけども、これ、大規模な工事等々が出た場合、各区、各町内はそれ以上のお金は負担すべきということですか。

○総務委員長（杉浦光男議員） 答弁願います。

樋口市民協働課長。

○市民協働課長（樋口 進君） 少し訂正させていただきますけれども、200万というのが補助額ですので、100万ではございません。

それと、これを超えた部分につきまして、ですから町内会、区のほうが200万を超えた部分につきましては、そちらのほうの負担になります。

（200万が上限。はい、わかりました。ちょっと続けて、関連の声あり）

○総務委員長（杉浦光男議員） 三浦委員。

○三浦桂司委員 上限までということは、逆に言えば、不足する部分というのは各区、各町内で負担するという考えでよろしいですね。ちょっと確認だけで。

○総務委員長（杉浦光男議員） 樋口市民協働課長。

○市民協働課長（樋口 進君） そのとおりです。

○総務委員長（杉浦光男議員） そのほかにもございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 今の集会所の関連ですが、市内には公民館も含めると46カ所集会所があるということで、今年度から随時そういった空調だとかの工事を受け付けているということで、ほかの集会所、公民館も含めた46カ所ある、その要望全体の把握はされているのでしょうか。計画性を持って、今年度は随時受け付けということですが、その辺の全体を把握はされているのでしょうか。

○総務委員長（杉浦光男議員） 答弁願います。

樋口市民協働課長。

○市民協働課長（樋口 進君） 個別の案件でございますので、出てきた段階でないとわ

からないのが事実でございます。ただ、昨年度までは1年前からありましたので、それを参考にしまして金額のほうは設定させていただいております。

以上です。

○総務委員長（杉浦光男議員） ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 そうしますと、確認なんですけど、当初予算で500万ありました。今回295万8,000円増額ということで、また手が挙げれば、今年度またさらに足りなければ補正ということがあるという理解でよろしいでしょうか。

○総務委員長（杉浦光男議員） 答弁願います。

樋口市民協働課長。

○市民協働課長（樋口 進君） 原則的にはそのとおりですけれども、12月議会に今度間に合わなければ新年度予算のほうに回す形になると思います。

以上です。

○総務委員長（杉浦光男議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 6ページと10ページ、入と出、両方絡むんですが、電算管理費事業のこの部分で委託料の540万の入の部分と、国庫補助は、先ほど総務省の補助と聞いたんですが、総務省だけなんですかね。お聞きしますが、入。

○総務委員長（杉浦光男議員） 答弁願います。

小串企画政策課長。

○企画政策課長（小串真美君） まず、このたびの入のほうでございますが、団体内統合利用番号連携サーバーというもののシステム改修というか、運用のところの補助ということで、これは管轄しているのが総務省になります。

今回、増のほうでお願いしております中身が、団体連携サーバーの中で国保だとか児童福祉、障がい福祉、こういった分野のデータ連携になりますので、この業務は厚生労働省所管ということで、現段階では、この業務については総務省の84万8,000円ということで補助金のほうはこれで終わるんじゃないかという予想をしております。

終わります。

（そういうことか、わかりましたの声あり）

○総務委員長（杉浦光男議員） そのほかございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（杉浦光男議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 議案第75号 平成29年度豊明市一般会計補正予算（第6号）について、賛成の立場で討論いたします。

集会所の建築の補助金なのですが、集会所、公民館も含めて、そういった住民の方が集まる場というのは地域コミュニティーの拠点となります。必要なものです。残りの集会所の状況も把握して計画的に進めていってほしいと思います。

あと、LGBTの講座講師料、今年度は職員向けの6回の研修ということです。私自身も受けたいなと思っているんですが、今回ホームページで、ポケットティッシュ誤記のおわびの件が冒頭に出ていました。6回の研修が何月から始まるかちょっと聞きそびれたんですが、今回のその誤記があったことに対する迅速な対応というのは評価したいと思いますが、いろんな差別的用語への理解に、今回の件でも職員さんにとってはなっていたのかなと思いますので、研修が幅広く広がっていくといいということを希望して、賛成といたします。

○総務委員長（杉浦光男議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（杉浦光男議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第75号のうち本委員会所管部分については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（杉浦光男議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第75号のうち本委員会所管部分については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

これより陳情の審査に入りますが、陳情と関係のない職員については自席待機としたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（杉浦光男議員） 御異議ありませんので、陳情と関係のない職員については自席待機といたします。

それじゃ、退席をしてください。

（関係職員以外退席をなす）

○総務委員長（杉浦光男議員） 暫時休憩といたします。

午前 11時3分休憩

午前 11時13分再開

○総務委員長（杉浦光男議員） 休憩を解き、会議を進めます。

陳情第3号 老朽原発の廃炉に関する意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

陳情者の坂田仲市様がお見えになりますので、申し出がありましたので、5分程度の趣旨説明をお願いいたします。

坂田様、お願いいたします。

○陳情者 陳情をしました坂田仲市といたします。よろしく申し上げます。

少し補足の説明をさせていただきます。

○総務委員長（杉浦光男議員） 座ってお願いいたします。

○陳情者 原発は巨大で複雑な施設です。原子炉は厚みが20センチくらいの鋼鉄でつくられており、直径が6メートル、高さが22メートルあります。その中に、核燃料のウランが約100トン入っております。そして、そのウランが核分裂して膨大な熱を発生し、それによってタービンを回して発電をします。原子炉を入れる格納容器がその外にありまして、直径が20メートル、高さが34メートルぐらいです。そしてさらに、それらを入れる原発の建屋がありまして、45メートルの正方形で、高さが62メートルあります。その建屋の中にある設備は、熱交換機が140個、ポンプが3,800個、モーターが1,330個、それからバルブが3万個ぐらい使われております。それから、配管がいろいろつながっておるんですけど、約5万本ありまして、それを延長すると170キロメートルの長さになります。それから、ケーブルが、電線が張りめぐらされておりますけれど、その延長は1,700キロメートルにもなります。いろいろな部品がありますけれど、部品の数は多くて数え切れません。これらの機器がボルトでとめられ、配管でつながれ、そして配線で結ばれているわけです。

放射能を含んだ冷却水と蒸気は非常に高温で高圧で、しかも大量の流量が高速で配管の中を流れております。稼働すれば、配管を初め全ての部品は摩耗したり劣化したりひび割れしたり、あるいは疲労したりして、故障や事故の原因となります。

原発の設計、製造、点検あるいは修理は、巨大で複雑なために完全にすることは不可能です。ですから、日本中のどの原発も絶えず故障したり事故を起こしたり、中には大事故につながるような事故もあります。このように、原発はただでさえ故障や事故を起こしやすいのですが、稼働年数が増加するにしたがってその危険性も増加します。

原発は寿命を40年として設計され、製造されています。ですから、40年を越えればさらに危険性が増します。原発も高齢化時代が来ていまして、これから40年を過ぎた原発がどんどんふえるわけです。40年稼働した原発の老体にむち打って無理に働かせることはだめです。人間でも定年を過ぎた人を安く低賃金で働かせるということはありますけれど、原発の場合もそういうことはだめです。人間ならば寿命が来て死んでしましますが、原発の

場合には、ただ静かに死ぬんじゃなくて事故を起こします。老朽化した原発を無理に稼働させると、事故を起こせば福島第一原発事故のように非常に大きな被害を生じます。福島第一原発事故から6年余り経過しましたが、原子炉の中を見た人はいまだ1人もいません。収束もしていません。そして、愛する故郷を追われ、避難し、失意の人生を送っている人は現在でも8万人もいます。そして、東北地方、関東地方の非常に多くの人が事故の後、被曝しましたし、現在でもまだ放射能が残っておって被曝しています。

原発はこのように、人間の手に負えない危険な施設です。中でも老朽化原発はその危険性が大きいから、稼働をとめることがぜひとも必要です。

以上で私の陳述を終わります。ありがとうございました。

○総務委員長（杉浦光男議員） 坂田様、どうもありがとうございました。

本陳情について、当局より状況等で説明できることがあればお願いをいたします。

吉井部長。

○市民生活部長（吉井徹也君） 当局のほうではございません。

以上です。

○総務委員長（杉浦光男議員） ありがとうございます。

それでは、質疑に入りますが、当局への質疑あるいは坂田様への質疑等ありましたらお願いしますが、特に質疑については、何を聞きたいのかということを知りやすく質疑をしていただきますと、また回答のほうもしやすいかなというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

質疑のある方、挙手願います。

三浦委員。

○三浦桂司委員 その老朽化原発の稼働停止、廃炉した場合、多大なお金がかかると思うんですけども、その点は国家予算で、予算をどうすべきだとお考えでしょうか。

○総務委員長（杉浦光男議員） 廃炉についての予算はどうするかということですか。

○三浦桂司委員 はい、そうです。

○総務委員長（杉浦光男議員） 誰に聞く、どなたに。

○三浦桂司委員 この陳情者の方をお願いします。

○総務委員長（杉浦光男議員） 坂田様。

○三浦桂司委員 はい。

○総務委員長（杉浦光男議員） 坂田様、廃炉についての予算はどのように考えるかということについて、思ってみえることをお答えください。

○陳情者 そのことにつきましては、私にはわかりません。ただ、さっき言われたように、40

年で廃炉にしても、そこからまた何年か動かして廃炉にしても、廃炉にする費用はやっぱり同じようにかかるんじゃないかと思います。費用は私にはわからないけど、多分、電力会社が負担するんじゃないかと思います。

○総務委員長（杉浦光男議員） ありがとうございます。

ほかにございませんか。

村山委員。

○村山金敏委員 それでは、ちょっと意見書のほうについて、意見書案のほうについて、ちょっと……。

（マイク入ってないの声あり）

○総務委員長（杉浦光男議員） マイク。

○村山金敏委員 意見書案のほうについて、ちょっとお尋ねしたいのですが。中身、下から意見を提出しますの5段上ですね。摩耗、疲労、破損など事故の原因となることが生じているでしょう。いやいや、ごめんなさい。それ以降では、さらに危険が増大しますという文面がありますが、これ、今まで20年、30年、40年と企業も使ってきておるわけですが、その中で企業も努力してこういったことを十分対応しておると思いますが、その点はどういうふうにお考えですか。ということは、今まで事故が起きていないということ……。

○総務委員長（杉浦光男議員） 坂田様。

○陳情者 20年、30年と使えば、その間、故障もあるし、部品が摩耗して交換とかずーとありますけれど、年数がふえるほど故障はふえてくるんじゃないかと思います。ですから、その費用も年数がふえるほどふえてくると思います。ですから、40年超えれば急にふえるわけじゃなくて、もうずーとふえていくんですけど、設計と製造が40年を考えてつくってありますから、やっぱりこの辺でやめるのが一番いいんじゃないかと思います。法律でも40年廃炉ということが決まっておるわけです。ですから、その危険性のことからいっても、ぜひ稼働はやめてほしいと思います。

○総務委員長（杉浦光男議員） ありがとうございます。

ほかにございませんか。

村山委員。

○村山金敏委員 40年と言われますけど、先般、国において20年延長されたわけですね。それに関して、対策なんかも講じて、原子力委員会、そちらのほうへ申請もしたりして再開ということになってくるわけですが、その辺、企業も最善の安全策をとっているかと思いますが、その辺、必ずしも危険とは言えないかな。原発を肯定するわけじゃないですよ。肯定するわけじゃないですけど、企業としてもそういったものについて十分な対策をとつ

てきておると思います。例えば、地震なんかでも断層問題でも、しっかりと対策はとっておるか、また、津波なんかでも防護壁なんかも、そういったものについても対策をとってきておると思いますが、いかがなものでしょうかね。

○総務委員長（杉浦光男議員） お答えできますかね。じゃ、よろしくをお願いします。

坂田様。

○陳情者 40年過ぎると急に故障がふえるわけじゃなくて、だんだんふえてくるんですけど、電力会社はそういう費用がどんどんふえていくということも承知でお金もかけてやっているといます。ですけど、やっぱり一番の問題は事故による被曝の危険なんです。ですから、また福島第一のような事故が起きれば非常にたくさんの方が被爆して将来病気になったりするわけです。

ですから、まず健康のことを考えてやめるのが一番いいんですけど、そのために40年ルールというのがもう決まっておるわけです。ですから、これを守って廃炉にしてほしいと思います。

○総務委員長（杉浦光男議員） よろしいですか。ありがとうございました。

ほかにありませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（杉浦光男議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 陳情第3号 老朽原発の廃炉に関する意見書の提出を求める陳情に対して、賛成の立場で討論いたします。

ここに書いてあります内容は全くそのとおりと私は思っています。6年前の福島第一原発事故、あれを目の当たりにすれば、そこで暮らしていらっしゃる方、今もその影響を受けられている方の生活、顔を思い浮かべれば、ここにある、老朽した原発の廃炉に関する国への意見書というのは当然のことと思います。

3・11があった後、一時的に原発を全部とめた後も、私たちの生活はできてきました。そういうこともありますし、いずれは全部の原発をなくしていく、脱原発に、なくしていく方向に向かっていくためには、話は少し飛ぶんですが、原発の推進派だったドイツのメルケル首相も今はもう切りかえています。なので、企業が今、安全対策で膨大な費用をかけて安全対策をしています、そういった費用を自然エネルギー、再生可能エネルギーのほうに投資して行ってほしいとも思います。なので、この陳情に対しては賛成、採択いたします。

○総務委員長（杉浦光男議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 陳情第3号について、趣旨採択の立場で討論をいたします。

確かに40年以上経過している老朽化原発の稼働停止、原発稼働というのは好ましくないと思います。陳情の趣旨は本当に理解できますが、原発は私たちが生活していく上で不足するエネルギーを補っております。原発がなくても、今、ふじえ議員、すぐにエネルギー不足は生じないという人がおりますけども、それは代替の火力発電等々が及ぼす影響、CO₂の増加、こういう現実を鑑みれば、環境破壊を進めているという側面もあります。化石燃料、石油とか石炭、天然ガス、この資源は日本には少なく、大多数を輸入に頼っていると。公害の問題とか窒素酸化物、DNAの損傷が火力発電は放射能と同じという見解もあります。石炭のほうも放射線による環境破壊を引き起こしています。地熱というのは、熱を取り入れるために常に掘り起こさないとイケませんので、費用対効果から、効果がなかなか上がりにくいのが現状です。環境破壊の結果、ゲリラ豪雨の多発とか台風、ハリケーン、これ現状、本当に多く発生しております。

陳情者言われるように、原発は私も個人的にはいづれなくしたほうが良いと思いますけども、これ、トイレのないマンションと言われて、いづれこういう時代が来るにもかかわらず、国家も誰もがルビコン川を渡ってしまっただけで原発に依存している現状から見て、確かに老朽化した原発の廃炉は十分わかりますけども、現在の技術では、安全に廃炉にする技術がないと言われております。この部分の意見書の書き方、もう少し、国家に原発廃炉にする技術を早期に確立できるようお願いしますというような意見書であれば、まだ賛同できたんですけど、ただただ廃炉にしろと、その後のことをつけ加えて書いていただければと思います、今回は趣旨採択といたします。

○総務委員長（杉浦光男議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（杉浦光男議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

陳情第3条は採決すべきものと……。

（採択の声あり）

○総務委員長（杉浦光男議員） ごめんなさい。採決すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（杉浦光男議員） 賛成2名です。賛成少数であります。

続いて、陳情第3号は趣旨採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○総務委員長（杉浦光男議員） 趣旨採択賛成者4名です。趣旨採択について賛成多数であります。よって、陳情第3号は、賛成多数により趣旨採択すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については、私に一任願えますか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長（杉浦光男議員） ありがとうございます。

委員会報告書については、例に従い提出させていただきます。

慎重な御審査、御苦労さまでした。これにて総務委員会を閉会といたします。

午前11時31分閉会